

屋外体育施設利用ガイドライン

代表者が遵守すべき事項

- 体調が悪い者（例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）・同居家族や知人に感染が疑われる方がいる場合は参加を見合わせる
- アルコール等消毒液を用意して参加者の手指消毒の実施が望ましい
- 利用時間30分毎に、全競技者・引率者・指導者が必ず競技を中断し、「手洗い・うがい」を行うことを徹底する
- 利用者把握のため、当日20時までに総合体育館に「利用者名簿」（指定様式の又は任意様式）を提出すること
ただし、富貴中学校ナイター利用者は鍵の返却時に提出すること
- 利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した参加者が確認された場合は、総合体育館に対して速やかに参加者・濃厚接触者の有無等について報告すること
- 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間、引率者も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導員が必要な場合は除く）
（※）感染予防の観点からは、少なくとも1～2mの距離を空けることが適当である
- 強度の高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 鼻水、唾液などの付いたゴミは、ビニール袋に入れて密封して縛り、ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- ゴミ回収後、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒をすること

屋外体育施設利用ガイドライン

参加者が遵守すべき事項

- 体調が悪い場合（例：発熱・咳・咽塔頭痛などの症状がある場合）は利用しないこと
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は利用しないこと
- スポーツ・運動を行っていない際や会話をするときにはマスクを着用すること
- 30分に1度、手洗い・うがいを実施すること
- 他の参加者、指導者等との距離（できるだけ1～2m）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 大きな声での会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- 参加後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 運動・スポーツ前後のミーティングにおいても、三つの密（密閉・密集・密接）を避けること

屋外体育施設利用ガイドライン

参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導員が必要な場合は除く）
（※）感染予防の観点からは、少なくとも1～2mの距離を空けることが適当である
- 強度の高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 位置取り：前の人呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並行する、あるいは斜め後方に位置をとること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオル・ペットボトル・水筒などの共用はしないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 飲み切れなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば、走路上）に捨てず持ち帰ること